

# 自転車駐輪許可申請書(駒場キャンパス)

□東京大学総合文化研究科長 殿

□東京大学教養学部長 殿

所属: (駒場 I キャンパス)		所属: (駒場 I キャンパス以外)	
科類・学科・専攻		学科・専攻	
氏名		学生証番号	
防犯登録番号※1 例:本富士 A 12345		携帯電話番号	
自転車の特徴 (該当に○をつける。又は記入)	メーカー:( ) 車体の色:( )かご:(あり・なし) 形: シティサイクル・マウンテンバイク・その他( )		
入構理由 ※2: (駒場 I キャンパス以外 に所属の学生のみ)			
自転車保険加入※3 (該当に○を付ける。)	自転車保険に加入: している / していない / わからない ※未加入の方は、加入をお願いいたします。		

※1 防犯登録のない自転車は申請できません。記入は防犯登録ステッカーの記載通りに記入して下さい。

※2 教養学部・理学部数学科・総合文化研究科・数理科学研究科所属者以外は入構理由を記入して下さい。

※3 東京都では、2020年4月1日より、自転車に乗る人は自転車保険加入が義務付けられました。  
(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/2019/12/02.html>)

## 【駐輪場利用時の遵守事項】

- 1) 東京大学教養学部等構内交通規則に従います。
- 2) 駐輪許可証(シール)は車体後方の泥よけ等見やすい位置に貼り付けします。
- 3) 駐輪許可証は、他人に貸与または譲渡いたしません。
- 4) 駐輪場に必ず駐輪し、他の場所、誘導ブロック(点字ブロック)の上に駐輪いたしません。**
- 5) 自転車が不要になったとき、その旨を学生支援課に報告します。自転車は構内に放置せず持ち帰り自らの責任で処分します。
- 6) 自転車利用中の構内での事故・盗難・損傷等については、大学に対して一切その責任を求めません。
- 7) 駐輪の際は大学内建物、柵、樹木等に、鎖・ワイヤー錠等で繋ぎとめません。繋ぎとめた場合、鎖・ワイヤー錠等を切断されても大学に対して一切その責任を求めません。
- 8) 以上に違反した場合は、自転車の撤去、施錠、許可証の取消等をされても異議申し立てをしません。

駐輪場の申請に当たり、上記のことを遵守し利用することを誓約いたします

氏名

学生支援課記入欄

受付日		承認番号	学	—
-----	--	------	---	---

# 自転車駐輪許可申請書の記入上の注意

- ・警察署の発行する防犯登録番号のない自転車は許可できません。
- ・譲られた自転車は、最寄り警察署で防犯登録番号の変更手続きを行ってください。
- ・色付き部分は全て記入/入力して提出してください。
- ・駒場 I キャンパス以外の学生は、入構理由を記入/入力してください。
- ・自転車保険に加入してください。(2020/4/1より東京都は保険加入が義務化となりました。)

参考:「都内で自転車を利用する皆さんへ」<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/2019/12/02.html>

教養学部学生支援課